

# A B C しあわせ基金車両寄贈事業実施要綱

## 1 趣旨

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、在宅福祉活動の充実と発展を図るため、県社協A B C しあわせ基金運営委員会設置要領第2条（1）に示す事業を行う非営利法人に対し、車両の寄贈を行うものとし、その寄贈に関してはこの要綱の定めるところによるほか、県社協会長（以下「会長」という。）が別に定める。

## 2 寄贈対象及び寄贈車種

別表のとおりとする。

## 3 寄贈の申込み

### （1）提出書類 各1部

① 車両寄贈申込書

② 添付書類

ア 定款・寄付行為・役員名簿

イ 事業計画・予算書・決算書

ウ 案内書・パンフレット・定期刊行物

エ 見積書

オ その他参考資料

### （2）提出期限

別に定める日まで

## 4 寄贈の条件

- （1）税金・任意保険等車両運用に際し、自己負担できる財政状況であること。
- （2）寄贈を希望する施設（事業所）に対し、過去5年間において助成団体等からの車両の寄贈又は行政から車両が貸与されていないこと。また、過去において本事業から車両の寄贈を受けていないこと。
- （3）寄贈事業により取得し、又は効用の増加した財産については、会長の承認を受けないで、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- （4）会長の承認を受けて（3）の財産を、取得後10年以内に処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県社協に納付させることができる。
- （5）寄贈事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （6）寄贈車両に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならない。
- （7）寄贈が決定した場合、上記（3）から（6）に係る誓約書を提出しなければならない。
- （8）前年度決算における収益（法人単位事業活動計算書におけるサービス活動収益）が10億円以上の法人は除く。

## 附 則

この要綱は、平成15年度から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成27年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 22 日から適用する。

別表

寄贈の対象		寄贈車種
事業の区分	対象（寄贈）経費	
1 車両寄贈事業	社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等が実施する施設（事業所）の在宅福祉活動に使用する車両の寄贈 (登録諸経費、任意保険等は除きますので、自己負担でお願いします。)	静岡県社会福祉協議会ABCしあわせ基金運営委員会で決定するものとする。